

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

京都現代美術館・何必館館長梶川芳友さんと樹木希林さんの交流を朝日新聞が掲載しました。二人が辿り着いた境地には仏教の教えがありました。釈迦が人を困らせた弟子の提婆達多について「役立つ人だけがいいのではない。困らせる人は己を磨く上で必要だ」と説いた話をする樹木希林さんは「そういえば提婆達多は、私にとっての裕也ね」と答えたと言います。

「我れ以外みな我が師」。病気や困難に陥った時、普段見えなかった計らいに気付くことがあります。心掛け次第で自分以外の全てから何かを学べるはずです。

## 私の書棚より

○アマゾンには巨大な倉庫やそれを支える物流システムを構築する必要がある。物流システムの建設に投下された費用は固定費である。そのためアマゾンは必然的に売上の極大化を目指さなければならない。ただ、この物流システムこそが戦略的な競争装置だ。

○企業がアマゾンを一度利用し始めると、便利すぎて他のサービスも横展開で利用する可能性は大きい。

「amazon 世界最先端の戦略がわかる」  
成毛眞著 ダイヤモンド社

## 税務アンテナ

□ 2019年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられ、飲食料品などの税率は軽減税率により8%に据え置くこととなります。仕入税額控除を適用するためには、帳簿に税率ごとに区分した取引額の記載が必要とされます。

また、税率ごとの区分、軽減税率が適用される取引である旨を記載した区分記載請求書、さらに2023年10月1日以降は課税事業者のみが発行できる適格請求書を売上先に交付しなければなりません。

仕入税額控除を行うためには、適格請求書の保存が要件となるため、免税業者は取引を継続するため、課税事業者の選択も検討する必要があります。

□ 給与の支払を受ける人が、パートやアルバイトの場合の源泉徴収は、月給支給の場合は月額表、日払いの場合は日額表を適用し、給与所得者の扶養控除等申告書の提出のある人は甲欄、提出がない人は乙欄を適用して行います。

なお、アルバイトについては、雇用期間があらかじめ2ヶ月以内である者に日給又は時給で計算して支払う給与であれば、日払いでなくとも、日額表の丙欄を適用して差し支えないこととされています。したがって、日額9,300円未満であれば、源泉徴収額は発生しないこととなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 30年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 31年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 31年1月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『人生最大の失敗は失敗しないこと』 by 本田健